

3月議会議運後兼3月市長定例記者会見要旨

と き 平成31年2月19日(火) 13時30分～ ところ 庁議室

1 平成31年第1回佐伯市議会定例会提出議案について

1. 会 期

2月26日から3月20日まで

2. 議案等の件数

予算議案28件、予算外議案35件、諮問2件、専決処分の報告2件、報告事項4件

3. 予算議案の概要

(1) 平成31年度一般会計当初予算

ア. 予算規模

516億600万円 ※30年度 469億6,800万円

前年度比：46億3,800万円(9.9%)増

イ. 主な歳入の状況

(ア) 市 税 75億1,576万5,000円

前年度比：1億6,724万4,000円(2.3%)増

a. 個人市民税、法人市民税が9,519万5,000円増

b. 固定資産税等が7,204万9,000円増

(イ) 地方交付税

160億円 前年度比：8億円(4.8%)減

合併算定替における加算分の段階的縮減により普通交付税が8億円減

(ウ) 寄附金

5億4,000円 前年比：1,000円減

ふるさとさいき応援寄附金を5億円計上、前年度と同額

(エ) 市債

100億4,410万円 前年比：37億7,530万円(60.2%)増

大手前開発事業、給食センター(仮称)建設事業費等の財源に充てるため、合併特例債を65億8,010万円計上

ウ. 基本政策「さいき7つの創生」に基づく主な事業(歳出)

(ア) 豊かな自然環境と安全・安心な生活環境の創生〔自然・生活環境〕

a. 災害対策施設整備事業(防災危機管理課) 5億8,124万6,000円

津波避難人工高台（中川・塩屋・新女島地区）及び女島津波避難タワーの整備を行う。人工高台平成 32 年度末、避難タワー平成 31 年度末完成予定

(イ) 暮らしと産業を支える生活基盤の創生〔生活基盤〕

a. 大手前開発事業（大手前開発推進室）46 億 4,843 万 3,000 円

さいき城山桜ホール建築工事、大手前広場（仮称）建設工事及び道路工事等を行う。

b. さいき城山桜ホール企画運営事業

（大手前開発推進室）2,064 万 3,000 円【新規】

プレイベントの開催、開館記念行事の企画・準備、オープニング時の市民参加型イベントの準備、市民参画組織との連携及び共催事業の実施等を行う。

(ウ) 健康で安心して暮らせる共生社会の創生〔保健医療福祉〕

a. 地域医療推進施設整備事業（健康増進課）1 億 2,615 万 4,000 円

旧大分県立佐伯豊南高等学校跡地への佐伯市医師会立佐伯准看護学院の移転に伴う施設等の整備を行う。

b. 蒲江認定こども園建設事業（こども福祉課）5 億 8,882 万 3,000 円

蒲江地域の保育所等 4 園（蒲江こども園、竹野保育所、西浦保育所、森崎保育所）を統合し、新たに認定こども園を建設する。平成 32 年 4 月開園予定

(エ) 人が学び、人が生き、人が育つ教育の創生〔教育文化〕

a. さいき創生人材奨学支援事業（学校教育課）27 万 7,000 円【新規】

基金を活用して奨学金の返済を支援することにより、市外に出た人材及び他市の学生を市内に定住、就職させ地域の活性化を図る。

※ さいき創生人材育成基金活用事業

さいき創生につながる人材の育成及び次代を担う子どもたちの育成を支援するために寄附金による基金を活用して行う。

b. 中学生短期留学支援事業（学校教育課）428 万 2,000 円【新規】

外国語及び現地の文化を学ぶことを通して、グローバルな視点の育成、国際理解教育の充実等を図る。

※ さいき創生人材育成基金活用事業

c. 青山地区公民館建設事業（社会教育課）1,963 万 6,000 円

昭和 53 年に建設された青山地区公民館の建替えを行う。平成 31 年度は用地買収、測量、造成工事等を行う。平成 33 年度完成予定

(オ) 地域資源をいかした産業と観光の創生〔産業振興〕

a. 有機農業推進事業（農林課）850万7,000円【新規】

有機農業市民農園の開設、栽培講演会・研修等の開催を通じて有機農業の推進に取り組む。

b. 長田地区水産生産基盤整備事業（農林水産工務課）2億501万円

長田漁港に防波堤L=150mを整備する。平成31年度は防波堤L=25mの工事を行う。

c. インバウンド推進事業（観光課）977万9,000円

海外からの来訪者の拡大を図るため、海外メディアの招請、モニターツアーの実施等、効果的な観光プロモーションを実施する。

(カ) 人が交流し、活力あふれるまちの創生〔まちづくり〕

a. 海外戦略推進事業（文化・スポーツツーリズム推進課）690万8,000円

台湾・香港・韓国をターゲットとしたインバウンド推進及び産業分野での輸出促進と海外展開等、本市のグローバル化を推進する。

b. 佐伯市公式ホームページリニューアル事業（秘書広報課）1,111万4,000円

【新規】

利用者が使いやすく目的とする情報を得やすいホームページとするためのリニューアルを行う。

(キ) 地域が輝くまちの創生〔地域活性化〕

a. 佐伯創生推進総合対策事業（地域振興課）1億2,348万9,000円

市の地域創生、地域の活性化、伝統芸能・伝統文化の保存と継承、各種イベント等に対する支援として各種団体への補助等を行う。

b. 佐伯創生推進総合対策事業：振興局連携事業（地域振興課）451万1,000円

【新規】

弥生、本匠、宇目、直川の4地域が連携してサイクルコースの設定やエイドステーション等の環境整備・情報発信を行い、サイクルツーリズムを推進する。

(ク) その他、計画推進のための主な事業

a. 本匠振興局庁舎建設事業（管財課）5,594万円

用地測量、用地買収、造成設計、造成工事及び建物の設計を行う。

b. 地区集会所等譲渡促進事業（管財課）202万4,000円【新規】

地区集会所等の地区への譲渡を促進するため、対象地区に補助金を交付する。

※その他の内容は、「平成31年度当初予算（案）の概要」中の

(2) 平成30年度一般会計補正予算(第4号)

ア. 補正予算(第4号)の規模

補正額: △15億2,231万8,000円 30年度予算総額478億4,158万7,000円

イ. 主な事業(歳出)

- (ア) ふるさとさいき応援寄附金事業(ブランド推進課) △1億1,204万9,000円
寄附金額の減少が見込まれるため、報償費(謝礼品)及び役務費(クレジット決済等の手数料とふるさと納税サイトの掲載料)を減額
- (イ) ふるさとさいき応援基金積立金(ブランド推進課) △1億4,971万3,000円
平成30年度分寄附金の減少が見込まれるため、積立額を減額
- (ウ) 生活保護一般管理事業(社会福祉課) 1億4,128万8,000円
平成29年度の国庫負担金及び県費負担(補助)金の交付額確定により超過交付額の返還金を増額
- (エ) 産地パワーアップ事業(国の補正)(農林課) **【新規】** 1億1,762万2,000円
平場、中山間地域など地域の営業戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組を支援する事業(国1/2、県1/8、市1/8、事業主体1/4)
大分県農協が事業主体となりハウスを整備し、農業者にリースすることで農業者のハウス整備に伴う初期投資の軽減を図る。ハウスみかん栽培による新規就農農家は4軒
- (オ) 葛港市場リノベーション賑わいづくり事業(水産課) △1億2,118万円
事業実施延期に伴い全額減額

※その他の内容は、別紙「平成30年度一般会計補正予算(第4号)の概要」参照

4. 予算外議案の主な内容

議案第30号 佐伯市行政組織条例の一部改正(総務課) 予算外議案の概要 P.2

〈主な改正の内容〉

新行財政改革プランの策定及びその進捗管理並びに公民連携、業務改善、事業のスクラップ等の総合的な推進を図るため、総務部の分掌事務のうち「行財政改革の推進」に関する事務を総合政策部に移管する。

総合政策部に「行政マネジメント課」を新設し、当該事務を担当する。

議案第34号 新市建設計画の変更について(政策企画課) 予算外議案の概要 P.7

「東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律」の公布に伴い、合併特例債の発行可能期間が5年間延長された。合併特例事業は、新市建設計画に基づいた事業である必要があることから、合併特例債の発行可能期間延長に伴い、新市建設計画の計画期間を平成36年度まで5年間延長等を行う。

議案第53号 佐伯市保育所条例の一部改正について（こども福祉課）

予算外議案の概要 P.26

久部保育所の新築移転に伴い、名称を「つるおか保育所」に、位置を「佐伯市鶴岡町二丁目3番8号」に改める。

【つるおか保育所の概要】

- (1) 定員：120人
- (2) 敷地面積：4,000 m²
- (3) 建物構造：木造平家建て
- (4) 延床面積：973.79 m²
- (5) 屋内施設：保育室、遊戯室、調理室、事務室等

議案第61号 工事請負契約の締結について：平成30年度佐伯学校給食センター(仮称)建設(建築主体)工事(体育保健課) 予算外議案の概要 P.32～33

(1) 契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ア. 工 期 | 平成32年3月13日まで |
| イ. 契約の相手方 | 菅・佐々木特定建設工事共同企業体 |
| ウ. 契約金額 | 5億7,780万円 |
| エ. 工事の概要 | 建物の構造：鉄筋コンクリート造2階建て 延べ床面積：2,069.30 m ² (内訳) センター1,990.35 m ² 、車庫棟 78.95 m ² 調理可能食数：3,000食/日 ※供用開始時：1,355食/日 施設の概要：荷受室、検収室、加工室、炊飯室等 |

(2) 工事費の財源内訳

5億7,780万円(国庫補助金：7,754万1,000円、合併特例債：4億7,520万円、一般財源：2,505万9,000円)

(3) 供用(配送)開始予定日

平成32年8月25日 ※小学校の2学期の始業式予定日

(4) 給食の配送先

ア. 供用開始時

3校(佐伯小学校、佐伯東小学校、渡町台小学校)

イ. 平成 33 年度以降

その他の給食センター（調理場）の老朽化、食数等を勘案し、順次決定する。

**議案第 62 号 工事請負契約の締結について:平成 30 年度佐伯学校給食センター(仮称)
建設（電気設備）工事（体育保健課） 予算外議案の概要 P.34**

(1) 契約の内容

- | | |
|-----------|--|
| ア. 工 期 | 平成 32 年 3 月 13 日まで |
| イ. 契約の相手方 | 大徳・菊池特定建設工事共同企業体 |
| ウ. 契約金額 | 1 億 9,683 万 4,860 円 |
| エ. 工事の概要 | 高圧受変電設備工事、厨房機器電源設備工事、 照明器具取付設備工事等 各一式 |

(2) 工事費の財源内訳

1 億 9,683 万 4,860 円（国庫補助金：2,641 万 5,000 円、
合併特例債：1 億 6,180 万円、 一般財源：861 万 9,860 円）

**議案第 63 号 工事請負契約の締結について:平成 30 年度佐伯学校給食センター(仮称)
建設（機械設備）工事（体育保健課） 予算外議案の概要 P.35**

(1) 契約の内容

- | | |
|-----------|---|
| ア. 工 期 | 平成 32 年 3 月 13 日まで |
| イ. 契約の相手方 | 鬼塚産業・ニッショー・つるみ水道工事特定建設工事 共同企業体 |
| ウ. 契約金額 | 4 億 2,137 万 4,636 円 |
| エ・工事の概要 | 冷暖房設備工事、換気設備工事、自動制御設備工事、 給水設備工事、排水設備工事、給湯設備工事等 各一式 |

(2) 工事費の財源内訳

4 億 2,137 万 4,636 円（国庫補助金：5,654 万 9,000 円、
合併特例債：3 億 4,650 万円、 一般財源：1,832 万 5,636 円）

2 「花の楽園構想」の策定について

(1) 目的

ひとづくりを中心とした花のあるまちづくりを市民運動として拡大・定着させ、市内全域に花のにぎわいを創出することにより、これまで各地域で行われてきた花のあるまちづくりをより発展させ、地域の活性化を図る。

(2) 将来像

市民がいきいきと心豊かに暮らし、環境にやさしい花のある美しい地域となるため、

市内全域に花のにぎわいを創出し、市内外から訪れる人々を花のおもてなしで迎え、癒しや希望を与えるまちを目指す。

(3) 基本目標及び基本方針

【基本目標1】“花”L・E・G(レグ)しませんか!!

※ 花L・E・G活動とは、花を愛し (Love)、花を楽しみ (Enjoy)、花を(が)育てる (Grow) 活動のこと。佐伯市の造語。

(基本方針)

- ア. “花”L・E・G活動の展開と連携
広報・啓発、活動団体の交流促進、ボランティアの育成・支援等
- イ. オープンガーデンの取組推進
ルール等の仕組みの構築、登録者と各種団体・企業との連携、登録の推進等
- ウ. 企業との連携
企業に対し花の植栽活動の推進、花の植栽活動への協賛
- エ. 「花」マップなどによる情報発信
「花」マップの情報の随時更新、各種イベントとの連携等

【基本目標2】“花”いっぱい、さいきを楽園に!!

(基本方針)

- ア. 「花」のある地域環境づくりで、地域の活性化
地域ごとに花のストーリーの構築、地場産業との連携等
- イ. 四季を通じて観賞できる、花の名所づくり
既存の花の名所などの再興、新たな花の名所づくり
- ウ. 公共施設などへ花の植栽活動の推進
公共施設、学校、道路・河川、市の玄関口等への植栽活動

※別紙「さいき花の楽園構想」添付

3 救急搬送における情報共有システムの運用について

救急搬送時における医療機関への連絡時間を短縮し、傷病者を医療機関へ迅速に搬送することにより救急業務の向上を目的として、市消防本部と二次医療機関（市内4病院）との間で救急搬送における情報共有システムの運用を始める。システムの運用は、県内では初めての取組となる。

(1) 導入の背景

救急要請があった場合には、市消防本部通信指令室の指示を受け救急隊が出動し、現

場到着後に救急隊から医療機関へ傷病者に関する情報と受入れ要請の連絡を行っている。

本市内での救急要請による救急隊の現場滞在時間は、平成23年では平均26分50秒であったが、平成29年には平均29分50秒で3分間延びている。救急件数が年々増加する中、今後更に現場滞在時間が延びることになれば救命活動への支障が懸念される。

(2) システム導入後の救急搬送等の流れ

ア. 緊急通報を受け、消防本部通信指令室がシステムを通じて2次医療機関及び救急隊に通報内容を事前に連絡。現場到着後に取得した情報も救急隊又は通信指令室から追加連絡する。

※通報内容・・・覚知時間、年齢、性別、発生場所、受傷の状況等

イ. 2次医療機関は通報内容及び追加情報を事前に確認することができる。

ウ. 救急隊が現場滞在中に医療機関へ傷病者の受入れを依頼する。

エ. 救急隊が搬送中の傷病者の受傷の程度等を画像送信することもできるので、医療機関は傷病者の状況等を把握することが可能となる。

(3) 運用開始日 4月1日(月)

(4) 2次医療機関

南海医療センター、西田病院、佐伯中央病院、長門記念病院

※ 資料「情報共有システム利用による緊急搬送のフローチャート」添付